

9 安（核規）第747号

平成10年4月8日

原子力委員会委員長 殿

内閣総理大臣



日本ニュークリア・フュエル株式会社における
核燃料物質の加工の事業の変更の許可について（諮問）

日本ニュークリア・フュエル株式会社 代表取締役社長 可児 次郎から平成9年12月5日付けSSG-H97-012をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第16条第3項において準用する法第14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準に適合していると認められるので、法第16条第3項において準用する法第14条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について貴委員会の意見を求めます。

別 紙

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条第3項において準用する同法第14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準の適合について

1. 加工の能力

今回の事業変更に伴う申請者の加工の能力に変更はなく、本申請を許可することによって、加工の能力が著しく過大になることはないと認める。

2. 経理的基礎

今回の事業変更に伴い必要とされる資金は、自己資金により充当する計画であり、その確保に見通しがあり、当該事業を適確に遂行するに足る経理的基礎があるものと認める。